

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号
大飯原発3、4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

第21準備書面

2014年(平成26年)3月27日

福井地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥
同 笠原一浩

1 平成19年中越沖地震について

平成18年に耐震設計審査指針が改訂された。しかし、その後、平成19年に中越沖地震が発生し、このとき極めて大きな地震動が観測され、それを受け、国は、全国の原発事業者に、この中越沖地震の知見を反映するよう求めた。この点は、原告第19準備書面5ページにおいて述べたとおりである。

被告は、「原告らが事例③ないし⑤において超過を指摘している基準地震動は、平成18年に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂される前の旧耐震設計審査指針に基づく「基準地震動S1」又は「基準地震動S2」であり、これらは・・・「基準地震動Ssとは大きく異なるものである。」とする。しかし、実は、改訂された指針でも、この中越沖地震の観測地震動を想定できなかったのであり、だからこそ、改めて中越沖地震の知見の反映をはかり、短周期レベルを1.5倍したのである。ちなみに、これは、震源断層面のアスペリティでの応力降下量が、想定されたものの1.5倍だったとされていることに由来する。

被告は、中越沖地震での地震動が想定を超えたのは、その想定地震動が旧指針によるものだからだとするのであるが、実は、そうではなく、想定手法自体が、平均像であることに変わりがなかったので、新指針でも想定できなかったのである。そして、なぜ想定できなかったのかを追求することなく、単に短周期レベルを1.5倍にして、中越沖地震程度の地震動に対応できるようにしたのであるが、それをさらに超える地震動が襲う可能性を、これでは排除しようがない。

もし想定できなかった原因を追求すれば、それは「平均像」ではだめだという結論に至るのは、国も被告も十分に承知している。さらには、原告準備書面すでに指摘したことより、「過去最大(既往最大)」でもだめだということになれば、大幅に地震動想定は

変更しなければならなくなる。ちなみに、東北地方太平洋沖地震における津波は、この「過去最大でもだめだ」ということを、明確に示すこととなってしまっている。

特に地震動についての我々人類が知りえている詳細な知見は、1995年兵庫県南部地震以来の20年足らずのものでしかない。強震計ができてからでも100年に満たない期間でしかなく、これで少なくとも12~13万年間の最大地震を想定するなど不可能である。そして、この点について被告は今回の準備書面においても、なんら反論できていない。

国も被告は、結局、自然を甘く見ていると言わざるを得ない。国や全国の原子力事業者は、自然を甘く見ている結果、過去10年で5回も想定に失敗した。その失敗に学ぼうとすることなく、単なる弥縫策程度でお茶を濁していれば、本件原発の安全性は、到底確保することができない。

2 東北地方太平洋沖地震について

被告の主張するとおり、東北地方太平洋沖地震は、プレート間地震である。しかし、この地震動想定には、最新とされる強震動予測の手法が用いられ、S sが策定されている。タイプの異なる地震ではあるものの、最新の手法による想定が過小だったという事実は重い。しかも、それについても、想定失敗の原因についての追求は不充分なままである。

本件原発では、プレート間地震が問題となることはない。しかし、同じ強震動予測の手法により、最新の知見によって想定されたはずのS sがまたも過小だったということになった。

このように、強震動予測手法は、根本から見直されなければならないのに、現時点に至るも、旧来と同じ手法で、全国の原発で地震動の想定が行われており、本件原発もまた同様である。

以上